

# 議会改革特別委員会協議概要のHPでの公開について

## 1. はじめに

平成 20 年 12 月 24 日に開催された議会改革特別委員会において、本委員会の協議概要を、当日分からHPで広報していくこととなりました(当日の協議概要は2.のとおりです。)

なお、記録(紙媒体)の閲覧についても、これまで情報公開条例に基づく公文書公開の手続を経ていましたが、議会改革特別委員会の記録に限り、自由に閲覧していただくこととなりました。平成 21 年 1 月 26 日(月)以降、次の場所で閲覧が可能となります。

情報公開課 西宮市役所本庁舎 7 階(0798 - 35 - 3774)

議会事務局 西宮市議会棟 3 階(0798 - 35 - 3380)

なお、記録の写しの交付については、情報公開課のみの対応となります。

また、議会改革特別委員会記録のHPでの公開についても、実施の方向で検討しています。

## 2. 議会改革特別委員会(平成 20 年 12 月 24 日開催)の協議概要

(1) 日時 平成 20 年 12 月 24 日(水) 開会：午前 10 時 閉会：午後 0 時 16 分

(2) 場所 議会棟 3 号委員会室

(3) 出席委員(欠席なし)

委員長 喜田侑敬(副議長・政新会)

副委員長 片岡保夫(西宮グリーンクラブ)

委員 今村岳司(にしのみや未来)

篠原正寛(政新会)

杉山たかのり(日本共産党西宮市会議員団)

西田いさお(無所属)

町田博喜(公明党議員団)

他に、地方自治法の規定に基づき川畑和人議長が出席

(4) 傍聴議員 長谷川久美子・よつや薫

(5) 一般傍聴者 1 名

(6) 説明員

(議会事務局)

議会事務局長 高平秀男

次長 北川英子

庶務課長 北林哲二

議事調査課長 市栄正樹

(7) 協議概要

#### 議員互助会市補助金のうち、人間ドックのあり方について

議員互助会というのは、相互の扶助と親睦を図り、議会の円満な運営に資することを目的に、西宮市議会議員全員をもって組織された会で、慶弔、見舞い、退会一時金等の給付事業や人間ドックの受診料補助事業等を行なっています。互助会は、議員 1 人 1 ヶ月 1 万円の会費と市からの補助金によって運営されています。

慶弔、見舞いの給付や人間ドックの受診料補助は、市からの補助金で賄われているため、人間ドックのあり方については、決議案第 4 号「西宮市議会議員互助会規程を改定し、市補助金を原資とする給付を廃止する決議の件」の結論が本会議で出されてから、協議を行うこととなっていました。

12 月 18 日の本会議において、決議案第 4 号が起立少数で否決となりましたので、再度、本委員会で協議を行ったものです。協議内容は次のとおりです。

ア 決議案が否決されたことにより、市補助金は従来どおり議員互助会に投入されることとなるが、慶弔・見舞金には補助金は投入しないことを確認しました。

イ 市補助金は、これまで総務費という予算科目から支出されてきているが、慶弔・見舞金が廃止されると、人間ドックだけに対する補助となるので、議会費という予算科目で 100 万円の予算計上することを確認しました。

ウ 人間ドック受診に対する市補助金を従来どおり、互助会に交付するのか、厚生事業として別の会に交付するのか、協議しました。杉山委員から、日本共産党西宮市会議員団は市補助金に対し反対している立場であり、厚生会ができたとしても、そこには加入しない、との見解が示されました。厚生会は、全議員参加を前提としていることから、従来どおり互助会に交付することとなりました。

エ 人間ドックに対する補助率や限度額等の給付のあり方については、2 月末を目途に結論を出すこととして、後日協議することとなりました。

オ 議員互助会補助金交付要綱や互助会規程の変更についても、2 月末を目途に結論を出すことを確認しました。

#### 議員互助会のあり方について

会費で賄われている退会一時金及び記念品料の基金残高は、試算では、平成 20 年度末で 820 万円、現議員の任期満了近くの平成 22 年度末では 1,720 万円になる見込みであり、前任期終了時には 2,260 万円を支出したことから、現任期の終了時に同額を支出したと想定した場合に、450 万円近くの不足が見込まれることとなり、制度の見直しが必要となる、という説明を議会事務局よりしました。

本件について協議しましたが、退会一時金等については、一定の時期に廃止すべきという意見や、存続すべきであるという意見もありましたが、引き続き協議を行っていくということとなりました（午後 1 時から開催された議員互助会理事会でも、議会改革特別委員会で協議を続けていくことを確認しました）。

#### 議会改革特別委員会記録の公開について

阪神間各市の状況も考慮して、第1回目からの議会改革特別委員会の記録（紙媒体）を公開していくこととなりました。HPでの公開については、掲載する方向で、実務的な問題等について議会事務局で詰めていくこととなりました。

また、篠原委員より、委員会でどのような項目を協議し、どのような結論になったかだけを、委員会からあまり日を置かずにHPで広報できないかという提案がありました。議会事務局から、無所属議員に報告している内容であれば、対応できる旨、返答しました。

3月定例会の当初提案議案に対する質疑のあり方について

3月定例会においては、当初提案議案に対する質疑は、一般質問とあわせて「質疑及び一般質問」として行われています。すなわち、一般質問をされる議員でなければ、当初提案議案に対する質疑はできないこととなっています。これを、6月・9月・12月定例会のように、質疑だけ単独で行えば、どの議員であっても時間に制限なく議案質疑ができるのではないかと、というのが趣旨と思われれます。

協議を行いました結論は出ず、1月14日（水）までに委員長または議会事務局まで、実施するならどのような条件を付けるかも含めて、意見を報告してもらうこととなりました。

なお、現行の日程で可能か、あるいは発言通告制を徹底させる必要があるのかわいか、といった意見がありました。

その他

次回委員会は、1月22日（木）午前9時30分から開催することを確認しました。

また、2月、3月の委員会の日程として、原則として、2月は2回、3月は1回開催することとし、2月は9日（月）午前10時と23日（月）午後1時から、3月は25日（水）午後1時から開催することを確認しました。

### 3. 議会改革特別委員会とは

平成20年6月の定例市議会において、議会改革の推進について調査、審査を行なうことを目的に、議員提案により設置された地方自治法に基づく特別委員会です。

委員会は、副議長(委員長)、各会派からの代表各1名(設置時6名、現在5名)、及び無所属議員1名から構成されています。

現在の委員は次のとおりです。

委員長 喜田侑敬(副議長・政新会)

副委員長 片岡保夫(西宮グリーンクラブ)

委員 今村岳司(にしのみや未来)

篠原正寛(政新会)

杉山たかのり(日本共産党西宮市会議員団)

西田いさお(無所属)

町田博喜(公明党議員団)

設置当日の平成 20 年 7 月 16 日に第 1 回目の委員会を開催したのをはじめ、平成 20 年中に 15 回の委員会を開催しました。

#### 4 . 議会改革特別委員会でこれまでにどんなことを決めてきたのか

##### (1) 決議案 4 件の採決

平成 20 年 7 月 16 日の本会議で、委員会に付託され、閉会中の継続審査となっていた決議案 4 件について委員会で採決を行いました。これら 4 件の決議案は、後日、本会議で委員長報告の後、採決を行い、委員会と同じ結論となっています。

##### **決議案第 1 号 西宮市議会報の一般質問記事において会派名と議員名を明記する決議の件**

8 月 22 日の委員会で異議なく承認すべきものと決したもので、9 月 18 日の本会議で全会一致で可決されました。この決定を受けて、議会だよりの平成 20 年 9 月定例会号から、一般質問の記事に質問者の会派名と氏名を記載しています。

##### **決議案第 2 号 西宮市議会における海外視察を廃止する決議の件**

10 月 27 日の委員会で採決を行った結果、賛成多数で承認すべきものと決しました。

12 月 3 日の本会議で起立により採決を行った結果、起立多数で可決されました。

阪神・淡路大震災以前には、議員が任期中に 1 回は海外行政視察が可能なように予算を計上しており、昭和 62 年 3 月には各派幹事長会で「西宮市議会議員の海外行政視察実施について」の決定をしていました。平成 7 年 2 月の各派幹事長会において、阪神・淡路大震災での被災状況を考慮し、平成 7 年度の海外行政視察旅費は計上しないことの確認を行い、以後、平成 20 年度予算に至るまで海外行政視察旅費は計上されていなかったものです。決議案第 2 号の可決により、海外視察は、実際上も制度上も廃止されることとなったものです。

##### **決議案第 3 号 西宮市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当支給条例の施行に関する規則の廃止を求める決議の件**

12 月 8 日の委員会で異議なく承認すべきものと決したもので、12 月 18 日の本会議で全会一致で可決されました。

従来、「西宮市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当支給条例の施行に関する規則」の規定により、議員が地方自治法第 110 条に規定する特別委員会に出席したときは、費用弁償として 1 日につき 1 万円を支給する、こととなっていました。西宮市議会で設置されている特別委員会としては、3 月定例会で設置される予算特別委員会、9 月定例会で設置される決算特別委員会、及びこの議会改革特別委員会があります。予算・決算特別委員会については、同規則の本則で、議会改革特別委員会については付則で、費用弁償の支給対象から除外していましたが、実際には費用弁償の支給対象となる特別委員会はありませんでした。しかし、この他に新たに特別委員会が設置

された際には、規則を改正しない以上、費用弁償が支給されることとなっていました。

なお、規則の制定・改廃は市長の専権事項でありますので、決議案第3号の可決後、議長から市長あてに本規則の廃止要請を行い、市長は平成21年1月14日付けで本規則を廃止しました。

#### **決議案第4号 西宮市議会議員互助会規程を改定し、市補助金を原資とする給付を廃止する決議の件**

12月15日の委員会で採決を行った結果、賛成3、反対3の可否同数となったため、委員長により決することとなり、否決となりました。12月18日の本会議で起立により採決を行った結果、起立少数で否決となりました。

決議案第4号は否決されたものの、議員互助会への市補助金のあり方や議員互助会そのものあり方については、本委員会で引き続き協議を行なっています。

#### **(2) 政務調査費における一部日割り支給導入**

政務調査費は、地方自治法及び西宮市議会政務調査費の交付に関する条例に基づき、議員の調査研究に資するため、申請により、会派または議員に交付されているものです。政務調査費は、各月の1日を基準日として、その日に結成されている会派または在職している議員に対して1ヶ月分の政務調査費が交付されていました。従いまして、1日以外の月の途中で解散した会派あるいは職を失った議員であっても1ヶ月分の政務調査費の交付を受けていましたが、1日以外の月の途中で結成した会派あるいは身分を取得した議員にはその月の政務調査費の交付はありませんでした。

こうしたことから、政務調査費の日割り支給について、8月6日の委員会以来協議を行ってきましたが、9月19日の委員会で次のとおり決定し、9月26日の委員会で、本会議に提出する政務調査費の交付に関する条例改正案文の確認を行いました。

会派及び議員に対する政務調査費について、一般選挙後の任期開始日の属する月及び任期満了日の属する月は、日割り計算で交付する。

補欠選挙等で当選した議員の任期開始日の属する月については、日割り計算で政務調査費を交付するが、当該議員が任期開始日に会派に所属し、当該会派が政務調査費の交付を受けている場合は、当該会派にも日割りで追加して交付する。

なお、9月30日の本会議に、委員会提出議案第1号「西宮市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例制定の件」として本委員会より提出し、全会一致で可決されました。

#### **(3) 補欠選挙で当選してくる議員の期末手当について**

議員の期末手当支給に際しては、基準日までの在職期間に応じて期間率の適用があります。11月16日執行の市議会議員補欠選挙で当選した議員は、11月17日から議員としての身分を取得することとなるため、期末手当の基準日である12月1日までの在職期間は15日となり、この場合の期間率は36.1%となります。すなわち、6ヶ月以上在職している議員の36.1%の期末手当が支給されることとなっていました。

わずか 15 日の在職なのに 36.1%の期間率は高過ぎるのではないかということから、8 月 22 日の委員会以来協議を行なってきましたが、9 月 19 日の委員会で「補欠選挙における期末手当の支給は、日割り計算を適用し、一般選挙等における日割り計算については、今後の報酬での議論にゆだねる」とことと決定しました。

期末手当の支給については、市長の権限であることから、議長から市長に対し、補欠選挙で当選してくる議員の期末手当は日割り支給とするよう要請し、そのとおりの支給がなされています。

#### (4) 陳情を議長供覧とする基準について

委員会での審査になじまないような陳情について、議長供覧扱いとして処理する基準を明確にすべき、ということから、8 月 22 日の委員会以来協議を行なってきました。

協議の過程で、請願・陳情の締め切り期限について、事前に検討する時間が必要であるとして、従来の常任委員会開催の 2 日前の午後 5 時から 5 日前の午後 5 時に変更することに意見の一致を見ました。

提出に必要な形式要件(邦文を用い、趣旨、提出年月日、陳情者の住所及び氏名等が記載され、押印があるもの)を充足しているもので、陳情者が委員会審査を希望している陳情について、議長供覧扱いとするに際しては、次の基準に該当するかどうかを議会運営委員会に諮問し、その答申を尊重し、議長が決定することに意見の一致を見ました。

ア 特定の個人や団体等を誹謗・中傷し、その名誉を毀損したり信用を失墜させるおそれがあるもの

イ 個人の秘密を暴露するなど、他人のプライバシーを侵害するおそれがあるもの

ウ 法令または公序良俗に反するおそれのある行為を求めるもの

エ 裁判等で係争中のもの

オ 極めて個人的な事案または私人間のみで解決すべき問題と考えられるもの

カ 趣旨・願意が不明確で判然としないもの

キ その他、陳情書の内容が、委員会において審査することが適当でないと考えられるもの

こうした請願・陳情の締め切り期限の変更や陳情を議長供覧扱いとする基準については、平成 20 年 12 月議会から適用することとし、それに必要な「請願及び陳情取扱要綱」の改正は、10 月 27 日の議会運営委員会で承認されています。

#### (5) 平成 21 年度議会関係予算について

平成 21 年度議会関係予算について、11 月 6 日の委員会以来協議を行なってきましたが、12 月 15 日の委員会で次の結論に達し、12 月 18 日の議会運営委員会で確認を行いました。

新規事業にかかるもの

新規事業に要する経費の増額分は、222 万 4,000 円です。

ア 本会議のインターネット中継

平成 21 年度は予算計上はせず、調査していく。なお、平成 22 年度以降の実施に

についての委員の意見は、賛成 5、態度保留 1 でした。

イ 本会議場・委員会室の視聴覚機器等の設置

今後の検討課題とし、平成 21 年度予算には計上しない。

ウ 議会だよりの 8 ページ構成及び広告掲載

議会だよりの全号 8 ページ化については、委員会で採決を行い、賛成多数により平成 21 年度から実施することとなっています。議会だよりへの広告掲載については、委員会で広告料収入を計上するかどうか採決を行い、賛成少数により平成 21 年度予算には計上せず、委員会で引き続き協議を行っていくこととなっています。

エ 附属機関（各種審議会等）の委員報酬

平成 21 年度については、附属機関を所管している各担当課で従来どおり予算計上してもらうこととし、附属機関（各種審議会等）の委員報酬のあり方については、引き続き協議することとなりました。

既存経費にかかるもの

既存経費にかかる減額分は、223 万円となります。

ア 常任委員会の管外視察旅費

常任委員会等の管外視察旅費は、平成 20 年度は 1 人当たり年額 25 万円を計上していましたが、平成 21 年度には、5 万円減額の 20 万円を計上する（総額 220 万円減額）。

イ 特別委員会の管外視察旅費

平成 20 年度同様、基礎額千円を計上する。

ウ 政務調査費

従来どおり、1 人当たり月額 15 万円、総額 7,920 万円を計上することとし、政務調査費のあり方については今後協議していく。

エ 議会図書室の図書購入費

平成 20 年度予算(15 万円)から 3 万円減額し、12 万円を計上する。

オ 常任・議会運営委員長への報酬加算

一般議員の議員報酬月額に、常任委員長は 2 万円、常任副委員長は 1 万円、議会運営委員長は 3 万円、議会運営副委員長は 2 万円が加算されていますが、平成 21 年度についても現行どおりとする。

(6) その他

議員報酬の性格や会派のあり方等について、市当局の見解も聞き、協議を行ないましたが、結論は出ず、引き続き協議を行なうこととなっています。